

令和5年9月から第2子の保育料を「半額→無償」に

高取町では、令和5年9月から、子育て支援及び少子化対策の一つとして、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、第2子の保育料（利用者負担額）を現行の国基準の半額から、高取町独自の政策として無償といたします。

つきましては、「施設」に入所（園）している小学校就学前の子どもが、同一世帯に2人以上いる場合、保育料（利用者負担額）が2人目以降無償となります。

（「施設」とは、保育所、認定こども園、幼稚園等をいいます。）

ただし、「市町村民税所得割額の合算額が57,700円未満の世帯」と「市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満のひとり親世帯・障害児（者）のいる世帯」は、きょうだいの年齢にかかわらず、第2子以降の保育料（利用者負担額）は無償となります。

（ただし、きょうだいが生計を一つにしている必要があります。）

現在「施設」に入所（園）しており、対象となる世帯については、保育料変更通知を送付します。

※保育料の市町村民税所得割課税額の算定では、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額、配当割額・株式等譲渡所得割控除は適用せず、控除前の金額で算定します。

	市町村民税所得割額	多子カウント制限	第2子
一般世帯	57,700円未満 (非課税世帯等)	なし	無償
	57,700円未満	なし	半額→無償
	57,700円以上	あり	半額→無償
特定世帯 (ひとり親世帯等)	77,101円未満	なし	無償
	77,101円以上	あり	半額→無償

※多子カウント制限が「あり」の場合、施設に入所（園）している小学校就学前の子どものみが対象となります。